

※受付番号	
-------	--

被災宅地危険度判定士養成講習会

受 講 申 込 書

長野県知事 殿

わたくしは、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、下記のとおり、被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

1 受講を希望する講習会 (詳細は開催要領を参照)

第 _____ 回講習会

日 時 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

2 受講者情報

氏 名	ふりがな		大正 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
	氏 名		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
居住地	〒 _____		TEL ()
勤務先	名 称		
	所在地	〒 _____	TEL ()

被災宅地危険度判定士として登録を希望する方は、以下のいずれかの欄に記号又は○印を記入してください。

判定士資格要件

- 1 宅地造成等の技術者該当 (資格要件別表の該当記号(ア～ケ)記入)
- 2 地方公共団体の技術職員該当

区分

- 1 新規
- 2 更新

申込み様式第1号裏面

「被災宅地危険度判定士養成講習会受講申込書」記入上の注意

- 1 「受付番号」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 2 被災宅地危険度判定士として登録を受けようとする方は、この講習会受講後に被災宅地危険度判定士登録申請書一式を提出する必要があります。
認定登録に関してご不明な点は、長野県建設部都市。まちづくり課都市計画係にお問い合わせください。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けてください。生年月日は、‘大正、昭和、平成’のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
 - (2) 「居住地」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所(通常、生活の場としている、連絡のとることができる所)を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。携帯電話等はなるべく避けるようお願いいたします。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入してください。
また、各種協会会員の方は、「勤務先」欄に勤務先と所属協会名を記載してください。
 - (4) 「判定士資格要件」は、被災宅地危険度判定士として登録を受けようとする方のみ、あなたの宅地判定士となれる資格に該当する欄を記入してください。
地方公共団体の職員及び職員であった方で、職員として土木、建築又は宅地造成に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者は、2番に○印を記入してください。
 - (5) 「区分」は、被災宅地危険度判定士として登録を受けようとする方のみ、該当する欄を記入してください。

被災宅地危険度判定士

資格要件申告書

わたくしは、長野県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項に定める資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件

--

裏面から該当する要件の記号を記入する。
地方公共団体の職員で要件に該当する者（開催要領5受講対象者（1）②）は、所属する地方公共団体名を記入する。

令和____年____月____日

長野県知事殿

申告者氏名(自署)_____

該当する資格要件

(宅造法施行令第17条各号又は都計法施行規則第19条第1項イからトに規定する資格)

<p>ア 大学院等在学経験者 : 宅造令第17条第5号(宅造法告示1号)、都計法告示1号該当</p> <p>大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者</p>	<p>必要な添付書類 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)</p>
<p>イ 大学卒業業者 : 宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当</p> <p>大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者</p>	<p>必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)</p>
<p>ウ 3年課程の短期大学卒業業者 : 宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当</p> <p>短大(専門職大学の前期課程を含む)で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程を終了した後)、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程を終了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者</p>	<p>必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)</p>
<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業業者 : 宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当</p> <p>前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者</p>	<p>必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)</p>
<p>オ 高等学校卒業業者 : 宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当</p> <p>高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者</p>	<p>必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)</p>
<p>カ 認定講習会修了者 : 宅造令第17条第5号(宅造告示第4号)、都計告示38第2号該当</p> <p>土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する者を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で大臣認定講習を修了した者</p>	<p>必要な添付書類 認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式3号)</p>
<p>指定の国家資格を有する者</p>	
<p>キ 技術士 : 宅造令第17条第4号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当</p> <p>技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者</p>	<p>必要な添付書類 認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式3号)</p>
<p>ク 一級建築士 : 宅造令第17条第4号(宅造告示第3号)該当</p> <p>建築士法による一級建築士の資格を有する者</p>	<p>必要な添付書類 一級建築士登録証の写し</p>
<p>ケ その他の資格者 : 同等以上の知識及び経験を有する者として知事の認める者</p> <p>建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者</p>	<p>必要な添付書類 資格登録証の写し 実務経験証明書(様式3号)</p>

注)この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付 建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第39号」を表す。

申込み様式第3号(第4条関係) 被災宅地危険度判定士用

実務経験証明書

下記の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術 に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

令和 年 月 日
証明者 職名 _____ 印
氏名(自署) _____

記

被証明者氏名	生年月日	昭和 年 月 日	証明期間	年 月から 年 月まで
職名	主な経験の内容		期 間	
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
合 計			年	か月

申込み様式第3号 裏面

「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士登録申請書」または「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。
- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。
証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。
 - (2) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」または「××部長」の証明が必要となります(当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません)。
なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はなく、また、使用されている印が、証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。
 - (3) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。
 - (4) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間(あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間)を記入してください。
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月1日(朔日)でない場合には、最初の月を算入せずに記入して下さい。
 - (5) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に(例えば「××部××課××係技術吏員」等)記入して下さい。
 - (6) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎の一つ以上記載して下さい。
 - (7) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入して下さい。
なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月1日(朔日)でない場合には、最初の月を算入せずに記入して下さい。
 - (8) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入して下さい。

登録申請書

申請日 令和____年____月____日

長野県知事 殿

わたくしは、長野県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項に該当し、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

また、登録内容については、判定活動要請の伝達のために連絡網等※で用いることに同意します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	T S H	年	月	日
居住地住所	〒 TEL ()					
勤務先	住所	〒 TEL ()				
	所属 部署					

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に ○ を付け、それぞれ資格要件別表の番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに規定する設計者の資格を有する。 (被災宅地危険度判定実施要綱第6条第2項第1号該当)	
	国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む。)で、国又は地方公共団体の職員として土木 建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。 (被災宅地危険度判定実施要綱第6条第2項第2号該当)	

※ 長野県に登録された判定士には、豪雨や大規模地震が発生した際など、被災した市町村や他の都道府県の要請に基づき、判定活動への参加を募るため連絡事項を伝達する場合があります。このため、この目的の範囲内で自治体及び判定士相互間で連絡先を公開することがあります。

登録番号	有効期限
-	・

登録更新申請書

申請日 令和__年__月__日

長野県知事 殿

わたくしは、長野県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項に該当し、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第7条第2項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

また、登録内容については、判定活動要請の伝達のために連絡網等※で用いることに同意します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	T S H	年	月	日
居住地住所	〒 TEL ()					
勤務先	住所	〒 TEL ()				
	所属 部署					
現在有効な 登録	番 号					
	有効期限		年	月	日	

※ 長野県に登録された判定士には、豪雨や大規模地震が発生した際など、被災した市町村や他の都道府県の要請に基づき、判定活動への参加を募るため連絡事項を伝達する場合があります。このため、この目的の範囲内で自治体及び判定士相互間で連絡先を公開することがあります。

登録番号	有効期限
- -	. . .